

# 第1回 千歳市景観計画 検討会議 資料

令和2年8月5日(水)

## 第1回検討会議の流れ

開催日時: 令和2年8月5日(水) 13:30～

開催場所: 千歳市議会棟 大会議室

### 【議事次第】

＝第1部＝

- 1 景観に関する基本情報について
- 2 景観計画策定及び景観条例制定について
- 3 策定体制、策定の流れ、策定スケジュール、検討事項について
- 4 質疑応答

＝第2部＝

- 5 キウス周堤墓群の世界遺産登録について
- 6 景観計画区域、(仮称)景観重点区域について
- 7 (仮称)景観重点区域の景観づくりの考え方について
- 8 質疑応答

# 1 景観に関する基本情報について

## (1) 景観とは

一般的に“風景、景色、眺め”と同様の言葉として使われている、人々が目にすることのできる空間や、眺めることのできる空間の「見え方」に対する言葉です。

私たちが生活している環境は、「見る」ことによって評価される傾向が強く、「見える環境」の良さが、生活空間の快適さにつながっていると考えられています。

その「見える環境」について言い換えた言葉を「景観」と言います。



出典:千歳市観光サイト ちとせの観光

# 1 景観に関する基本情報について

## (2) 景観法とは

- 景観に関する総合的な法律です。
- これまでの景観づくりの取組を踏まえ、まちの良好な景観づくりに関する基本理念や、行政・事業者・住民の役割を明らかにしています。
- 自主条例では限界のあった強制力を伴う法的規制の枠組みを用意することを主目的として制定されました。
- 景観づくりは、景観法だけで担っているわけではなく、「景観」を取り巻くさまざまな分野の法律が関わっています。
- 景観法は、地域ごとに景観を考え、総合的な景観づくりの取組を行うことにより、単に「眺め」をよくするだけではなく、それらを通じた地域の活性化を図ったものです。
- 景観法では、地域の特色を生かした景観づくりを進めるため、「景観行政団体」や「景観計画」などの仕組みが定められています。

# 1 景観に関する基本情報について

## (3) 景観行政団体とは

- 景観行政を担う主体であり、政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となっています。その他の市町村は都道府県知事と協議し、同意を得ることにより景観行政団体になることができます。
- この制度により、市町村が景観行政の中心的役割を担うことができ、地域の特色に応じたきめ細やかな景観誘導ができるようになりました。

### <景観行政団体になるとできること…>

- 景観法に基づく良好な景観づくりに関する計画である「景観計画」を策定することができます。

## (4) 景観計画とは

- 景観法に基づく、良好な景観づくりに関する計画です。
- 「景観計画」では、景観計画の区域、良好な景観づくりに関する方針、良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項、その他が定められます。

# 1 景観に関する基本情報について

## これまで

北海道へ届出

北海道



北海道景観計画の  
ルールを遵守

- 北海道が、北海道全域の景観づくりの計画として定めた「北海道景観計画」に基づき、千歳市の景観行政事務を実施する。
- 市民及び事業者等が、建築物等の建築や開発行為を行う場合は、「北海道景観計画」の基準に基づき、「景観行政団体」である北海道へ届け出を行う。
- 基準に基づかない行為については、北海道が指導。

## これから(景観行政団体に移行後)

千歳市へ届出

千歳市役所



千歳市景観計画の  
ルールを遵守

- 千歳市が、千歳市の景観づくりの計画として定める「千歳市景観計画」に基づき、千歳市の景観行政事務を実施する。
- 市民及び事業者等が、建築物等の建築や開発行為を行う場合は、「千歳市景観計画」の基準に基づき、「景観行政団体」となった「千歳市」へ届け出を行う。
- 基準に基づかない行為については、千歳市が指導。

# 1 景観に関する基本情報について

## (5) 景観条例とは

### 景観条例

景観を保全・形成し、その景観と調和した環境を確保・整備するために各地方自治体が定める条例です。

景観法が施行される前から、先進的な地方公共団体により景観条例が定められていましたが、根拠となる法律がなかったため、強制力に限界がありました。

### 景観法の成立(平成16年)

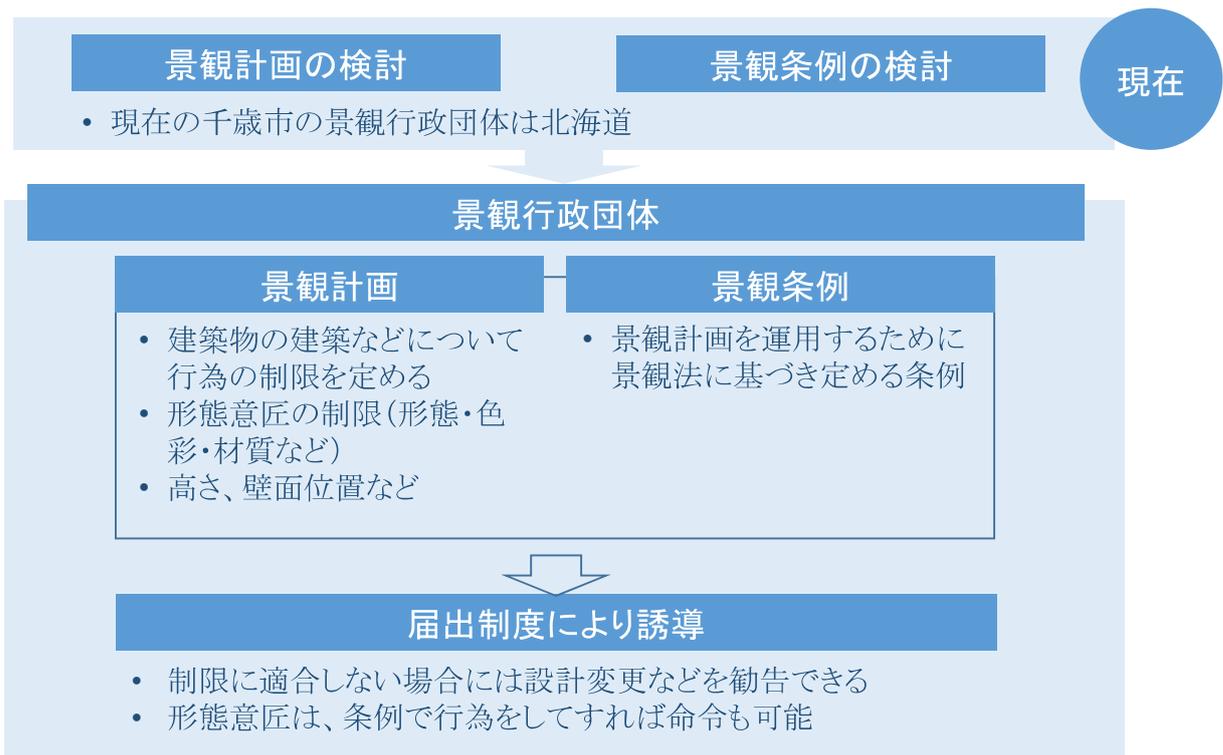
### 景観法に基づいた景観条例へ

景観法に基づく「景観条例」を定めることができるようになり、「景観計画」に定める建築物等の建築、開発行為等の届出が景観法の法定事項となりました。

このことにより、景観法は、「景観計画」、「景観条例」で定めた内容を担保する役割を担うこととなりました。

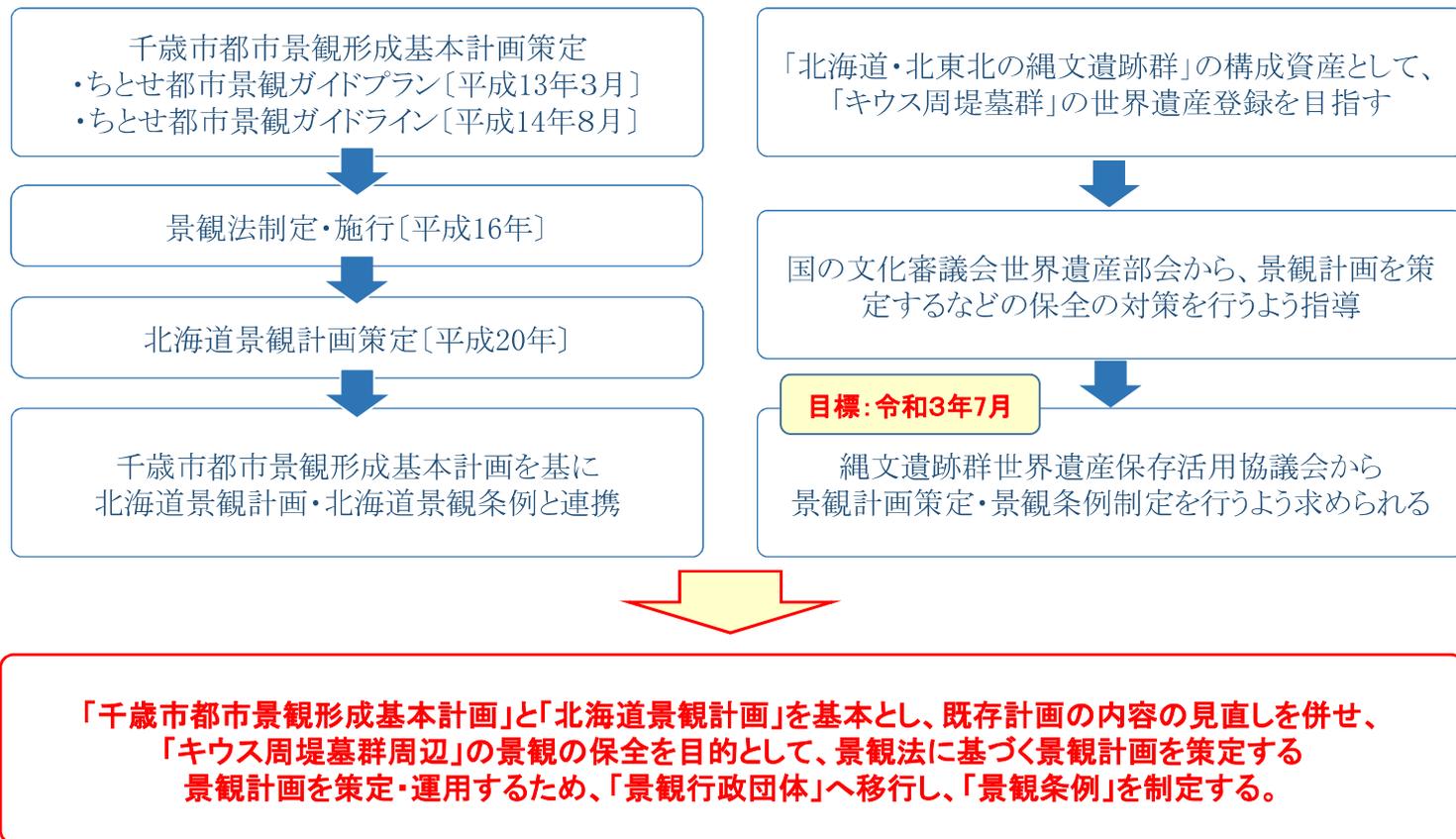
# 1 景観に関する基本情報について

## (6) 景観行政団体移行後の景観の規制・誘導システムについて



## 2 景観計画策定及び景観条例制定について

### (1)これまでの経緯



## 2 景観計画策定及び景観条例制定について

### (2)千歳市の景観づくりの取組①

#### ・ジュニア景観士講座

タウンウォッチングやまちづくりワークショップへの参加を通じて、子どもたちに都市景観の大切さやまちづくりに参加する意義を理解してもらい、景観づくりに対する意識の高揚と公共心の育成を図ることにより、市民協働による千歳らしい都市景観の実現を目指すことを目的に実施した取組です。

#### ・景観士講座

景観講座やワークショップへの参加を通じて、市民の景観づくりに対する意識向上を図り、景観づくり一層の推進を図ることを目的に実施した取組です。

#### ・景観アドバイザー派遣制度

商店街、各種団体、地域コミュニティなどへの都市計画・景観などに関する専門家を派遣し、地域に対するアドバイスなどを行う取組です。

#### ・都市景観出前講座

市職員が都市景観づくりに関する出張講座を行う取組です。

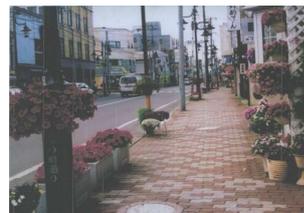


## 2 景観計画策定及び景観条例制定について

### (2) 千歳市の景観づくりの取組②

#### ・中心市街地環境整備・来街者推進事業

プランターや、フラワーバスケットの設置を行っています。



#### ・違法広告物合同除去作業

無秩序な屋外広告物をなくし、快適な沿道空間づくりや美観保持を目的とした取組です。



#### ・ウェルカム花ロード

植花活動を行い、来訪する方々への北海道の印象を美しく彩り豊かなものにし、活動を通して地域の子どもの「おもてなしの心」を育むとともに、郷土への愛着心や環境への関心を高めることを目的とした取組です。



#### ・千歳川桜プロジェクト事業

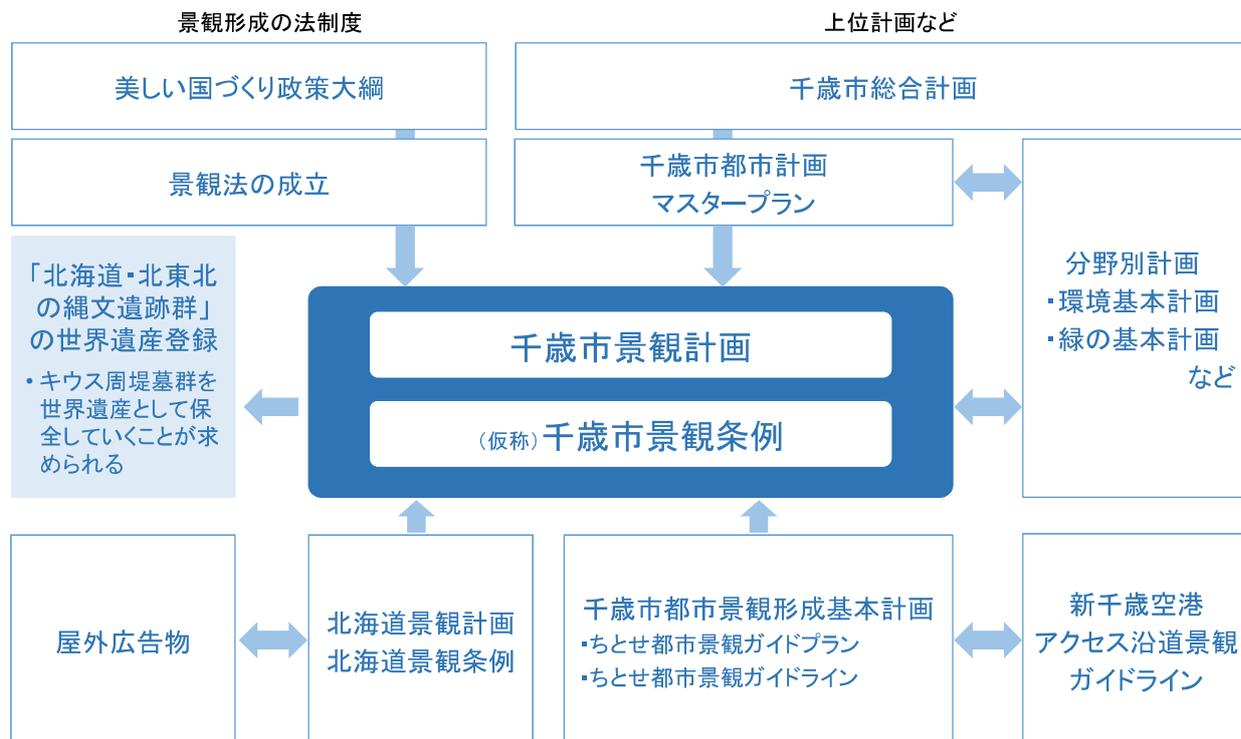
千歳川周辺の水辺環境を良好にし、賑わい、憩いの空間として、多くの方に親しまれる空間の創出を目的とした取組です。



## 2 景観計画策定及び景観条例制定について

### (3) 計画の位置づけ

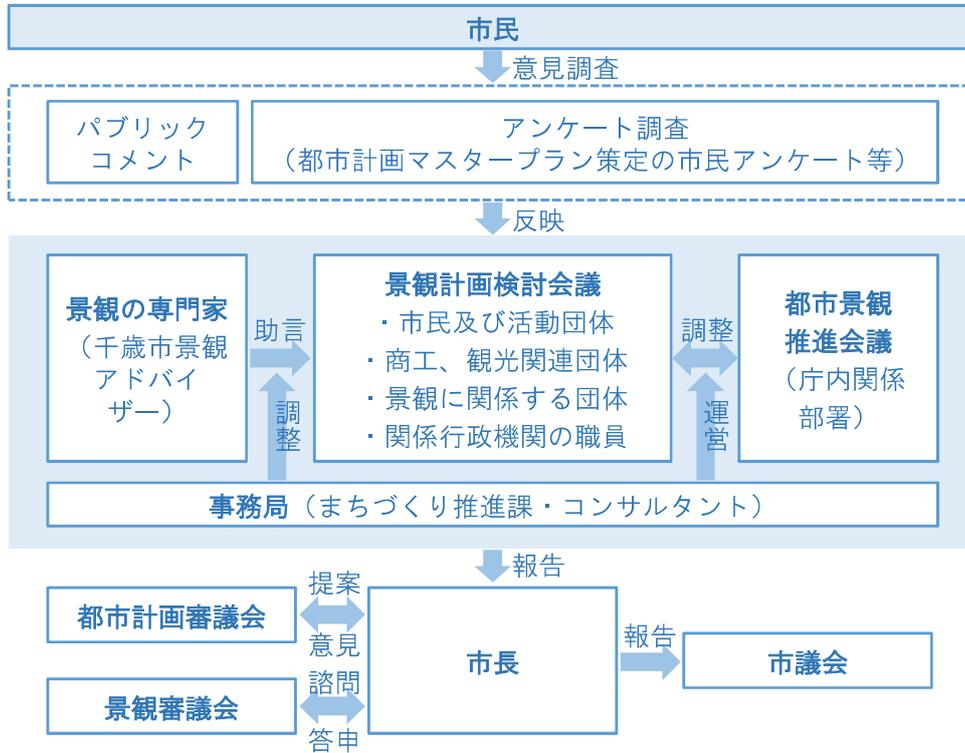
- 景観計画は、景観法第8条第1項に基づき景観行政団体が策定する計画で、千歳市総合計画、千歳市都市計画マスタープランに適合し、その他計画と連携し策定します。



### 3 策定体制、策定の流れ、策定スケジュール、検討事項について

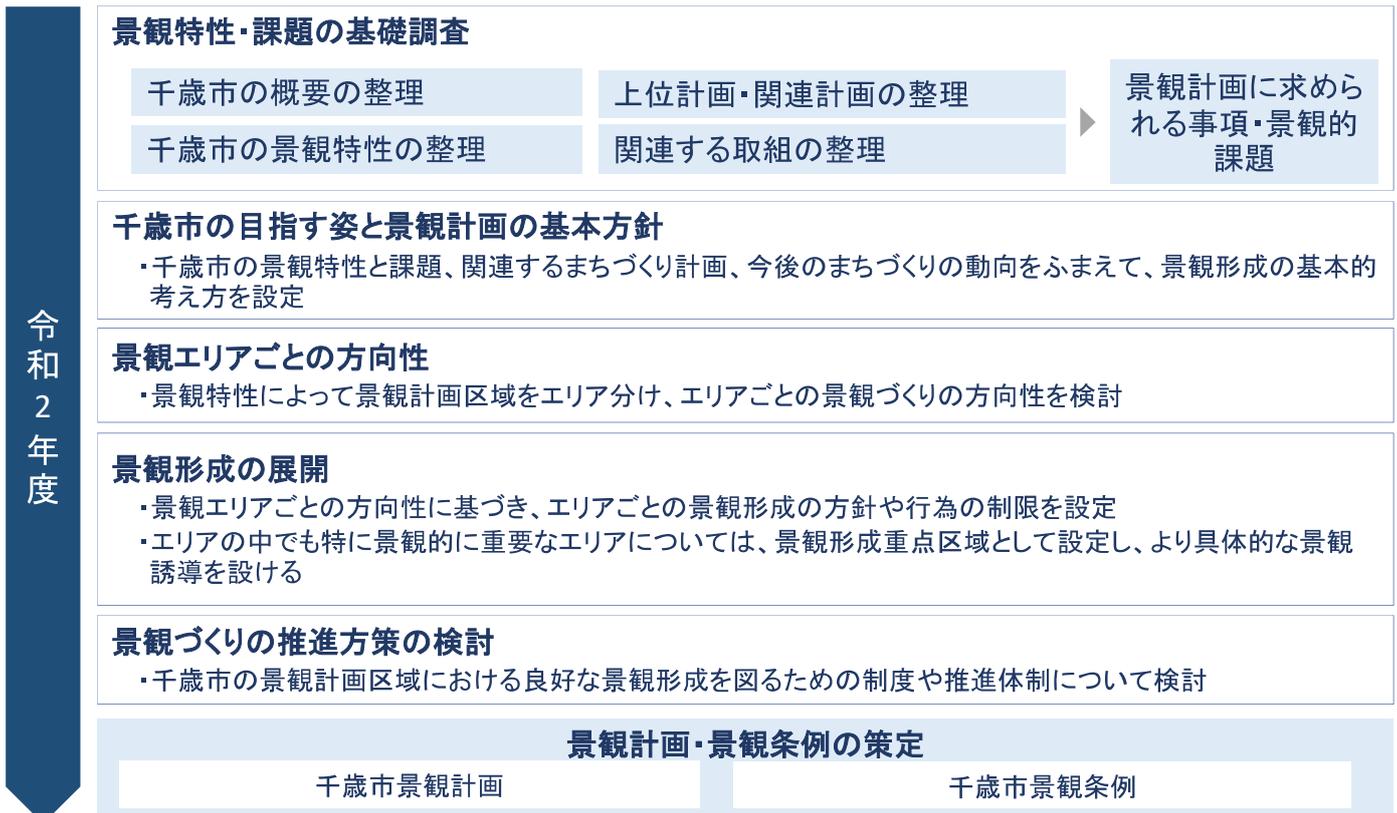
#### (1) 策定体制

- 景観計画の策定にあたっては、市民及び活動団体、各分野の方々等から構成する「千歳市景観計画検討会議」及び庁内組織として「千歳市都市景観推進会議」において、検討を進めます。



### 3 策定体制、策定の流れ、策定スケジュール、検討事項について

#### (2) 策定の流れ



### 3 策定体制、策定の流れ、策定スケジュール、検討事項について

#### (3) 策定スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
景観特性・課題の整理	現地調査 既存の取組の整理		特性・課題の整理							
理念・目標、基本方針	理念・目標、基本方針の検討		景観計画区域・エリアの設定		エリアごとの景観形成方針の検討					
景観形成基準	景観重点区域の景観形成基準・届出対象行為			一般地区の景観形成基準・届出対象行為						
景観計画に必要な事項					景観重要樹木等の指定の方針 景観マネジメント方策の検討			令和3年度 5月 景観行政団体への移行(予定) 7月 景観計画・景観条例全面施行(予定)		
景観条例草案					景観条例草案の検討					
検討会議		第1回 第2回		第3回	第4回					
関連協議	都市景観推進会議			イコモス現地調査			市議会		道との協議	市議会

### 3 策定体制、策定の流れ、策定スケジュール、検討事項について

#### (4) 検討会議での検討事項

検討会議	検討事項
第1回 (本日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観に関する基本情報について</li> <li>・景観計画策定及び景観条例制定の目的、策定の流れなど</li> <li>・キウス周堤墓群の世界遺産登録について</li> <li>・景観計画区域、(仮称)景観重点区域について</li> <li>・(仮称)景観重点区域の景観づくりの考え方について</li> </ul>
第2回 (8月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キウス周堤墓群周辺の景観づくりの考え方について</li> <li>・景観計画区域、(仮称)景観重点区域について</li> <li>・(仮称)景観重点区域における届出対象規模</li> <li>・(仮称)景観重点区域における基準案について</li> <li>・その他、(仮称)景観重点区域において検討が必要な事項について</li> </ul>
第3回 (9月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)景観重点区域における基準案の報告</li> <li>・千歳市都市景観形成基本計画について</li> <li>・一般区域における届出対象規模について</li> <li>・一般区域における基準案について</li> <li>・千歳市の景観形成の方針について</li> </ul>
第4回 (11月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般区域における基準案の報告</li> <li>・景観条例案の報告</li> <li>・千歳市の景観形成の方針について</li> </ul>

## 4 質疑応答

### 5 キウス周堤墓群の世界遺産登録について

#### (1)「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録

- 日本最大級の縄文集落跡である特別史跡三内丸山遺跡(青森県青森市)や大規模な記念物である特別史跡大湯環状列石(秋田県鹿角市)をはじめ、北海道から北東北に残る数多くの縄文遺跡を総称して名付けられた遺跡群です。
- 4道県(北海道・青森県・岩手県・秋田県)並びに関係自治体が連携・協力して「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を目指しています。(現在は、世界遺産候補としてユネスコ世界遺産センターの世界遺産暫定一覧表に記載されています。)



## 5 キウス周堤墓群の世界遺産登録について

### (2)キウス周堤墓群の概要

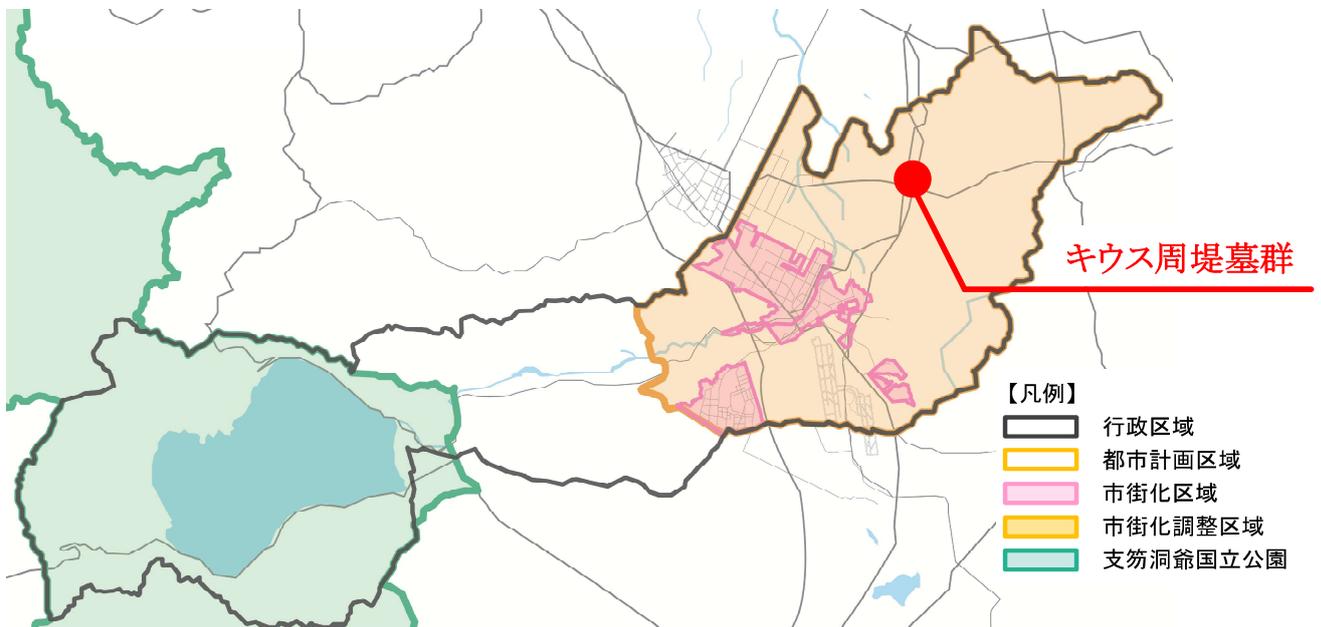
- 今から3,200年前の縄文時代後期後葉に造られた、北海道固有の集団墓であるキウス周堤墓群は、規模の大きな周堤墓が群集していること、現在でも地表からその形をみることができる貴重な集団墓として国の史跡に指定されています。
- 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を目指し、取組を進めています。



## 6 景観計画区域、(仮称)景観重点区域について

### (1)景観計画区域について

- 景観計画区域とは、景観計画に基づき良好な景観づくりを行う区域のことを言います。
- 千歳市には、市街化区域のほか、市街化調整区域や都市計画区域外にも自然景観や農村景観、キウス周堤墓群などの歴史・文化的景観など、重要な景観資源が存在することから、**行政区域全域を景観計画区域とします。**



## 6 景観計画区域、(仮称)景観重点区域について

### (2)「一般区域」と「(仮称)景観重点区域」について

- 景観計画区域には、「一般区域」と「(仮称)景観重点区域」を設けます。
- キウス周堤墓群周辺を「(仮称)景観重点区域」とし、その他を「一般区域」とします。
- (仮称)景観重点区域の制限については、縄文遺跡群保存活用協議会で示された案を基本とし、立地状況等の特性に合わせて設定します。
- 一般区域の制限については、現行の北海道の基準を基本とします。

#### 【(仮称)景観重点区域の設定について】

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を目指すため、遺跡群の構成資産とその周辺(緩衝地帯)を「景観重点区域」として、積極的に景観形成を図るよう求められていることから、**キウス周堤墓群周辺を(仮称)景観重点区域とします。**

#### 景観計画区域(行政区域全体)

##### <一般区域>

- 景観エリアごとに方針
- 届出行為の基準・景観形成基準は共通とし、北海道の基準を基本

##### <(仮称)景観形成重点区域>

- 一般区域とは別に方針を設定
- 届出行為の基準・景観形成基準は特性に合わせて設定

## 6 景観計画区域、(仮称)景観重点区域について

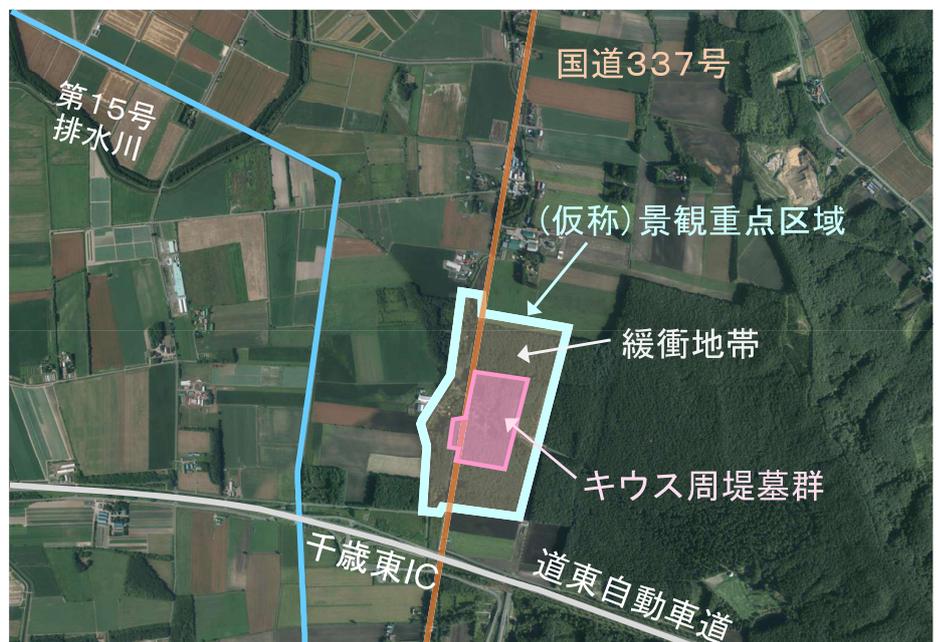
### (3) (仮称)景観重点区域の考え方

- (仮称)景観重点区域は、キウス周堤墓群を中心とし、緩衝地帯を含む区域とします。
- (仮称)景観重点区域の景観づくりの考え方については、「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」にて、構成資産全体で共通した基本的な考え方を基に取組むこととしています。

#### <共通の考え方>

- 資産周辺の地理的・自然的環境を保全し、縄文の雰囲気を感じられる景観づくり
- 資産の内外に設けた視点場から見た眺望の保全
- 資産と調和した景観づくり

これら3点を考慮し、景観づくりの方針を設定することとされています。



## 6 景観計画区域、(仮称)景観重点区域について

### (4) 緩衝地帯とは

- 縄文の人々の水辺の暮らしや古くから変わらない地形などの自然環境の確実な保全に必要な範囲として設定したものです。
- 資産の内外に設けた主たる視点場からの眺望の維持に必要な範囲として設定したものです。

### (5) 視点場とは

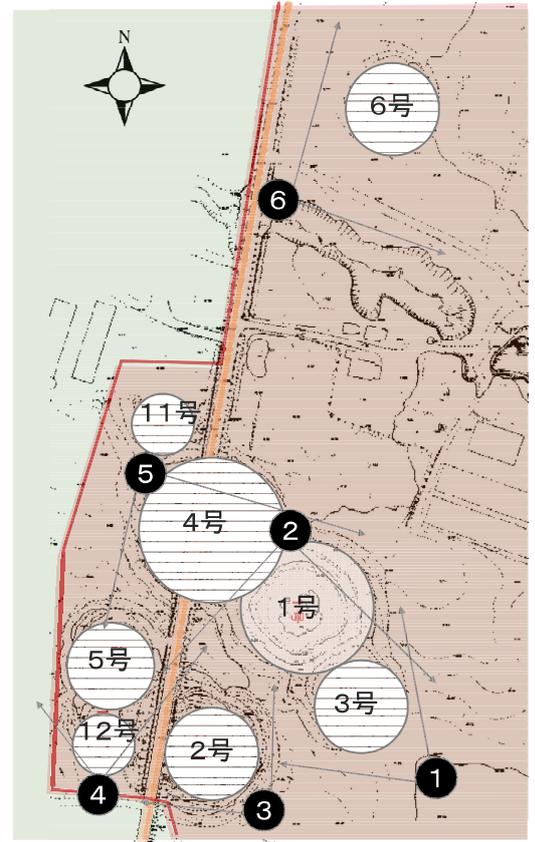
- 自然資源を巧みに利用した生活
- 祭事、儀礼を通じた複雑な精神性
- 集落の立地と生業の関係
- 集落形態の変遷

資産の価値として、これらを視覚的に理解できる地点として設定したものです。

<資産外の視点場>



<資産内の視点場>

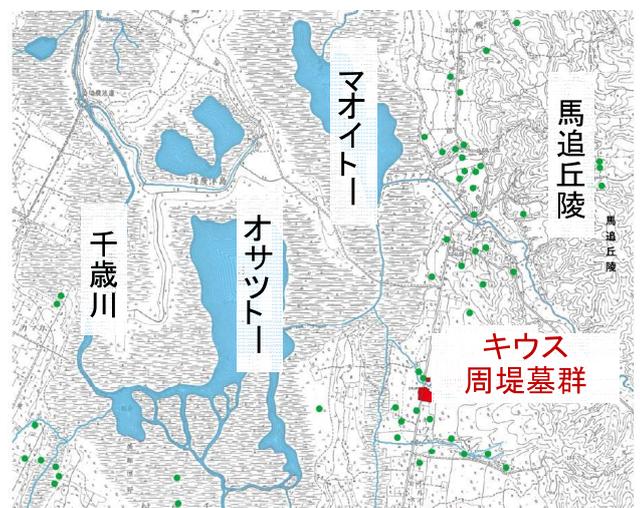


## 7 (仮称)景観重点区域の景観づくりの考え方について

### (1) (仮称)景観重点区域の景観特性と課題

#### ■キウス周堤墓群の価値(景観特性)

- ①周堤の外径が最大で75m、周堤の高さが最大で5.4mにも及ぶ大型のものを含む周堤墓が群集し、中には互いに周堤が接するものがあり、全体として広域な墓地の集合体を形成しています。
- ②これまでの調査により、立石を伴うものや石棒を副葬するもの、ベンガラを使用するものなど、土坑墓が良好に遺存していることが確認されています。
- ③周堤墓群は、後に火山灰や腐植土によって覆われるが、昭和初期に保護がなされ、構築時の外観を現地表でもそのまま確認することができる。周堤と中央部のくぼみ、及び相互の配置が作り出す地勢は、当時の遺構の形が直接反映された現在にまで残る縄文時代の墓地群の輪郭であり、縄文文化の往時から現在に至るまでに形成され、保全されてきた遺跡としての遺跡景観となっています。

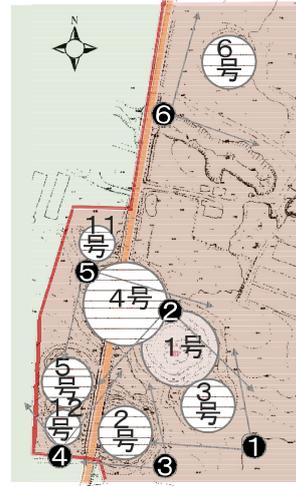


大正時代のキウス周堤墓群  
周辺の地図(●…遺跡)

## 7 (仮称)景観重点区域の景観づくりの考え方について

### ■景観形成の課題

- 世界遺産登録に向け、史跡とその緩衝地帯を中心に、遠景の田園景観や丘陵の自然景観が一体となった「縄文当時を想起させる景観」の形成を進めていく必要があります。
- キウス周堤墓群周辺からの眺望のみならず、千歳市街地と長沼町に通る国道337号(由仁街道)からの連続する景観として、史跡や周辺環境を望む沿道景観を保全する必要があります。
- 史跡周辺は民有林も多くあるため、小規模な民間開発などが起こる恐れがあります。また、農業担い手不足から離農者、耕作放棄地が増加することも考えられ、今後の変化による自然環境や田園景観が阻害される恐れがあります。



▲「北海道・北道北の縄文遺跡群」で設定する9つの視点場



## 7 (仮称)景観重点区域の景観づくりの考え方について

### (2) (仮称)景観重点区域の景観形成の方針(案)

- キウス周堤墓群遺跡内の景観は、縄文文化が感じられるよう、周辺の自然景観や田園景観との調和に努めます。
- 地区内の樹木は、主な視点場からの景観を構成する重要な要素であることから適切な管理を行います。
- キウス周堤墓群では、縄文文化を体験、学習できるように景観に配慮しながら施設の整備を行います。
- 地区には、将来的に多くの来訪者が見込まれることから、国道337号の沿道景観や環境が悪化しないように配慮します。
- 地区住民や市民と協働で、来訪者が満足できる環境維持活動を進めます。

## 第2回検討会議の概要及び日程調整

### ＜第2回検討会議の概要＞

- キウス周堤墓群周辺の景観づくりの考え方について
  - ・ 景観計画区域、景観重点区域について
  - ・ (仮称)景観重点区域における届出対象規模
  - ・ (仮称)景観重点区域における景観形成基準について
  - ・ (仮称)景観重点区域において検討が必要な事項について

### ＜第2回検討会議の日程調整＞

- 第2回会議開催予定：令和2年8月下旬
  - ・ 新型コロナウイルス感染拡大の状況を確認しつつ、会議方法も含めて開催日を検討します。
  - ・ 会議開催の前に、事前に会議資料を送付いたします。

## 問い合わせ先

委員の皆様の意見や疑問等については下記にて受け付けます。

- ・ FAX : 0123-22-8854
- ・ E-mail : machi@city.chitose.lg.jp
- ・ 郵送 : 〒066-8686 千歳市東雲町2丁目32番地  
企画部まちづくり推進課

## 8 質疑応答